当初設計書
 設 精

 計 第

起工番号 : 浸農整(委) 第 906 号 工期 : 100 日間

会計年度 : 令和 6 年度 単価世代: 令和06年09月01日 農林

事業名 : 流域湛水減災対策事業 諸経費率: 農林 令和05年10月

工事名 : クリーク浚渫(M-24 生岩地区その1)業務委託

設計部課名: 三潴総合支所 環境建設課

工事場所 : 久留米市 三潴町生岩 地内

(当初設計)

設 業務延長 L=126.7m

浚渫土工(土質改良) V=300m3

計

 \mathcal{O}

概

要

	本 二	L 事	費	内	訳	書			
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単	価	金	額	明細単価番号	基	準
本工事費									.
	1	式							
浚渫土工	1	IX.							
	1	式							
土質改良 バックホウ混合 添加量50kg/m3)		
スケルトンバケット基本料	300	m3					単 1号		
	1	台							
スケルトンバケット賃料 0.45m3級									
バックホウ(超ロングアーム仕様)掘削積込	5	供用日							
	300	m3					施 1 号		
ダンプトラック運搬 10t積級 運搬距離5km									
建設発生土処分料	300	m3					単 2号		
第3種発生土(草木混り)	300	m3							
舗装工	300	IIIO							
	1	式							
表層工 再生密粒度アスコン(13) t=4cm							Ж о. П		
不陸整正	103	m2					単 3 号		
再生粒度調整砕石 RM-25 t=3cm(平均)	103	m2					単 4号		
とりこわしエ	103	III					平 4 7		
	1	式							

	本	工事	費	内	訳	書			
費目・工種・種別・細目	数 量	単位	単	価	金	額	明細単価番号	基	準
舗装版破砕 アスファルト舗装版 厚15cm以下	103	m2					P 1 号		
殼運搬 舗装版破砕 機械積込(小規模土工)	4	m3					P 2 号		
産業廃棄物中間処理料アスファルト(掘削) (積算単価)久留米県土管内	4	m3							
舗装版切断 アススアァルト舗装版 15cm以下	9	m					P 3号		
汚泥吸排車運搬 運搬距離2.7km	1	m3					施 2号		
廃棄物処理費(中間処理) アスファルト切断時濁水	1	m3							
仮設工	1	式							
仮設工 	1	式					単 5号		
交通誘導警備員	1	式							
交通誘導警備員 B	18	人日					施 3 号		
直接工事費計 共通仮設費計									
	1	式							

	本 =	匚 事	費	訳	書			
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金	額	明細単価番号	基	準
共通仮設費(積上げ)								
	1	式						
運搬費								
	1	式						
仮設材運搬								
	1	式				単 7号		
バックホウ運搬(超ロングアーム)								
	1	式				単 8号		
役務費								
	1	式						
土地借上料 借上1ヶ月 宅地見込地・農地と同等		_15				# 10 F		
技術管理費	1	式				施 16 号		
		-1-						
六価クロム溶出試験	1	式						
	1	式				単 9 号		
室内配合試験 土の一軸圧縮試験	1	八				平 3万		
	1	式				単 10 号		
共通仮設費(率化)	1	IV.				平 10 万		
	1	式						
共通仮設費率分	1	IV.						
	1	式						
純工事費	1	1						
	1	式						

	本 ユ	事	費内	訳書		
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金額	明細単価番号	基準
現場管理費						
工事原価	1	式				
	1	式				
一般管理費等	_					
工事価格	1	式				
	1	式				
消費税等相当額						
合計	1	式				

クリーク浚渫(M-24 生岩地区その 1) 業務委託

特記仕様書

令和6年10月

久留米市

三潴総合支所 環境建設課

第1条(適用)

本特記仕様書は、「クリーク浚渫(M-24 生岩地区その 1)業務委託」に適用するものとする。

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「農業農村整備事業土木工 事施工管理基準(福岡県農林水産部)」その他監督員が指定する各種要綱要領を適用 する。なお、発行年度等は最新版とする。履行期間中は安全に注意し現場管理を行 い、災害の防止に努めること。

第2条(業務目的)

県営江島線 (M-24) クリークの適切な維持管理と洪水・内水氾濫被害の軽減が図れるために浚渫業務を実施するものである。

第3条(数量・図面)

- 1. 本設計書は、概算数量で発注しているため、事前測量時にはそれを踏まえ、現地踏査に入り、工種及び数量等を精査するものとする。
- 2. 業務着手に際しては、事前測量の結果を報告し、監督員の承認を受けた後に着手するものとする。
- 3. 前号及び残土受入れ地での搬出土の事後測量結果については、協議のうえ、必要 に応じて変更契約を行うこととする。

第4条(浚渫作業)

- 1. 業務の施行にあたっては、関係設計図書及びに本仕様書に準拠し、入念、確実に 行なわなければならない。
- 2. 受注者(以下「乙」という。)は、業務に先立ち発注者(以下「甲」という。)に 施行に際しての関係書類(業務着手届、施工計画書等)を提出し承認を得なければ ならない。業務完了後、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来 形を再確認後、業務完了届を提出すること。
- 3. 業務履行中第三者及びクリークの施設物等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- 4. 仕様書に明記されていない事項についても、業務上当然必要と思われる軽微な事柄については、甲の指示に従い、乙の負担により処置しなければならない。
- 5. 乙は、業務の記録になる業務写真を、着手前・施行中・完了後に区分して撮影し、 特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。また、 履行状況が確認できるように現地マーキング及び業務写真を提出すること。
- 6. 業務により生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて 処理すること。

第5条 (浚渫土の処理)

1. 処分土の土質区分は、土質改良の設計基準強度を基に、第3種建設発生土(草木混じり)としている。

- 2. セメント系固化材を使用し、土質改良を行うため、環境庁告示46号溶出試験(六価クロム)を実施すること。試験結果は直ちに監督員へ報告すること。
- 3. 設計の処分土搬出先は、以下のとおりである。

処分地の名称:(有)環境建設 リサイクル施設

所在地 : 久留米市荒木町今 226-3

搬出先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。

選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう 努めなければならない。なお、処分地によっては土質や施設状況により、受け入れ ていない処分地も含むため、選定にあたっては甲と協議すること。

- 4. 乙は、処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を、施工後は「建設発生土 処分地確認書」並びに「確認写真」(計画書提出時に処分前の現地確認写真、確認書 提出時に搬出後の処分状況確認写真)を提出すること。
- 5. 乙は、処分地までの運搬経路を甲に報告すること。また、農道等の狭窄な道路は 生活道路や通学路として使用されている場合が多いため、運搬経路の選択にあたっ ては避けること。
- 6. 積込・運搬作業中第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- 7. 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)は、建設 副産物情報交換システム(COBRIS)による工事情報の登録を行い作成するものとす る。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利 用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出すること。

第6条(交通保安規則)

- 1. 業務時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯(9:00~17:00) とする。
- 2. 業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、甲及び関係機関と十分協議し 業務区間内においては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるととともに現場状況に 応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。

なお、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷 が発生したときは乙の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。

3. 受注者は、業務完了次第、業務箇所を速やかに整理し交通等に支障がないように すること。

第7条 (追記事項)

(1)業務カルテの作成登録

受注者は、請負金額 500 万円以上の業務について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 1 0 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 1 0 日以内に、完了時は、業務完了後 1 0 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時が 1 0 日間に満たない場合は、変更時の提出を

省略できるものとする。

(2) 各種保険

受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の履行に伴い第 三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

受注者は、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保 するため、法定外の労災保険に付さなければならない。

なお、受注者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督員に提出すること。

(3) 下請負人等の選定

下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの 中から選定するよう努めなければならない。

(4) 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1)暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに 監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を 行うこと。
- 2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速 やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、 速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(5) 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」 を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

(6) 障害者差別の解消に関する事項

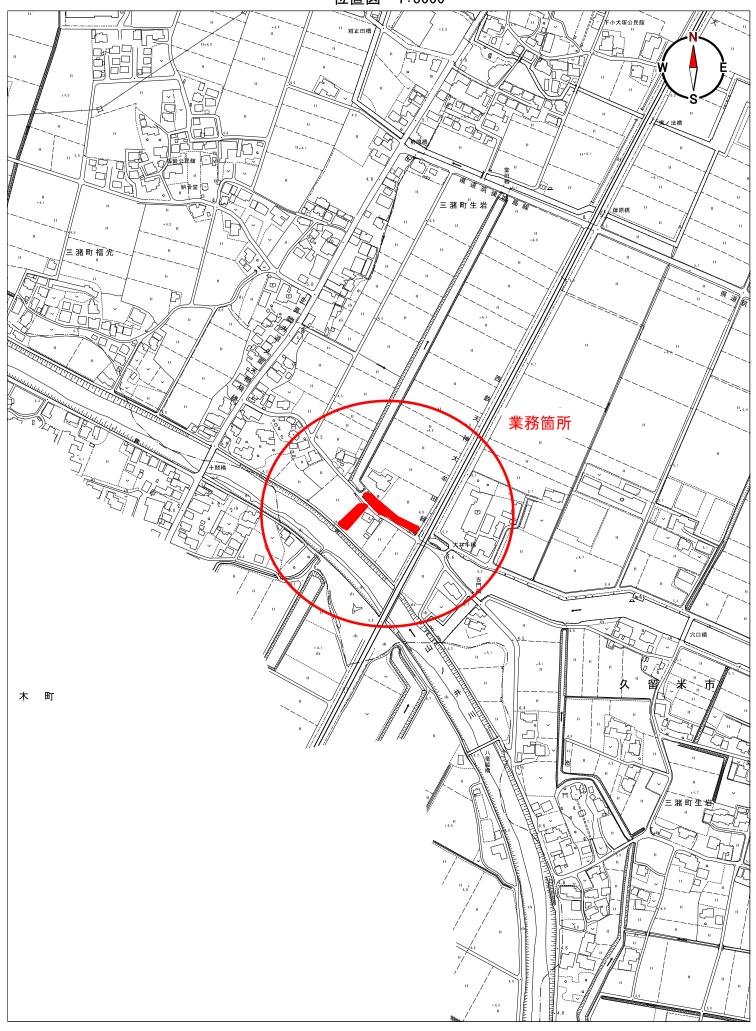
受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第8条

代価表は原則的に添付しない。

第9条

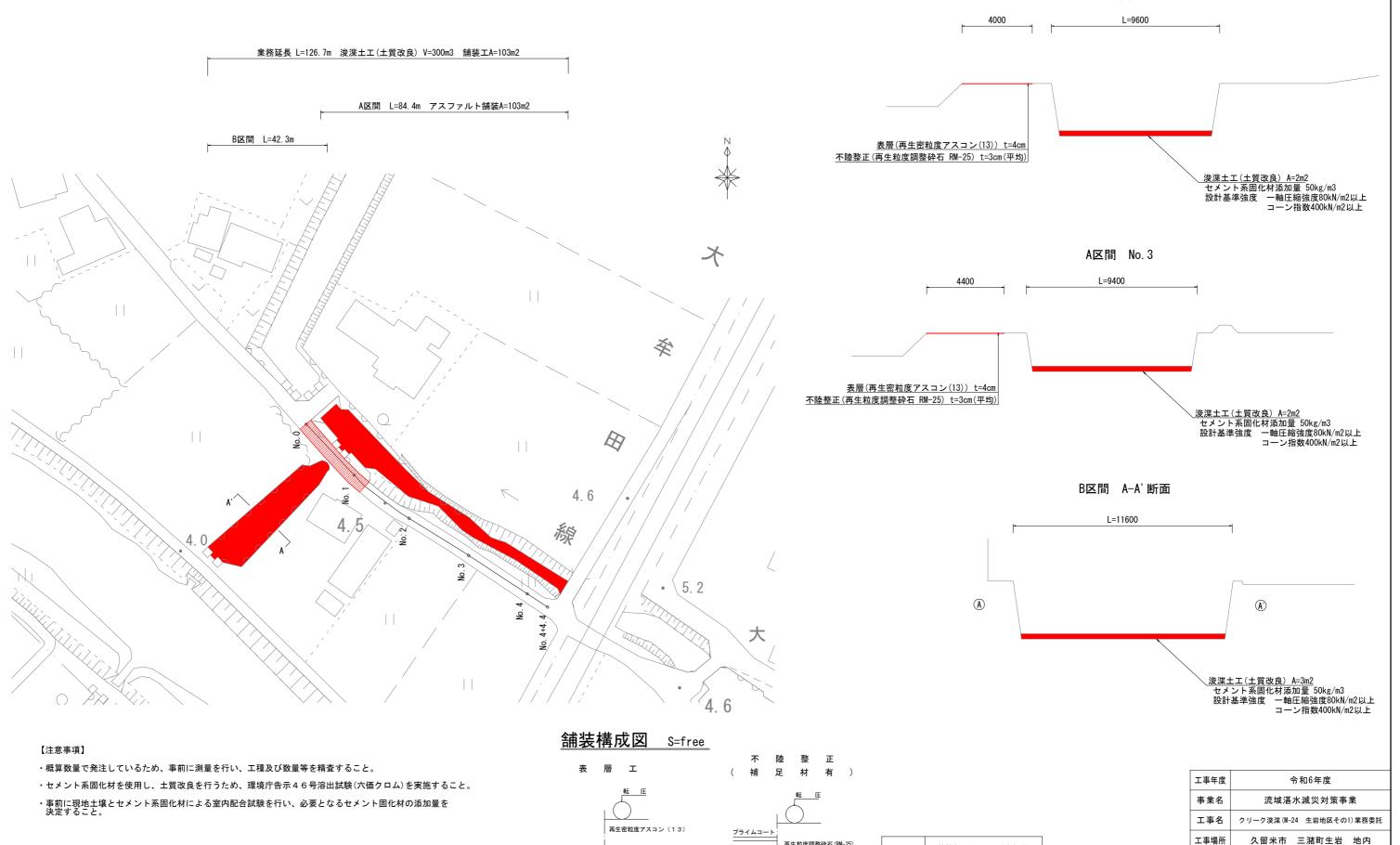
仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。



平面図 S=1:500

標準横断図 S=1:100

A区間 No. 1



仕上厚4cm

再生粒度調整砕石(RM-25)

仕上厚 3 c m (平均)

材料表 (100m2当たり)

不陸整正

図面名

平面図・標準横断図・舗装構成図 図面番号

久留米市 三潴総合支所 環境建設課

1/1

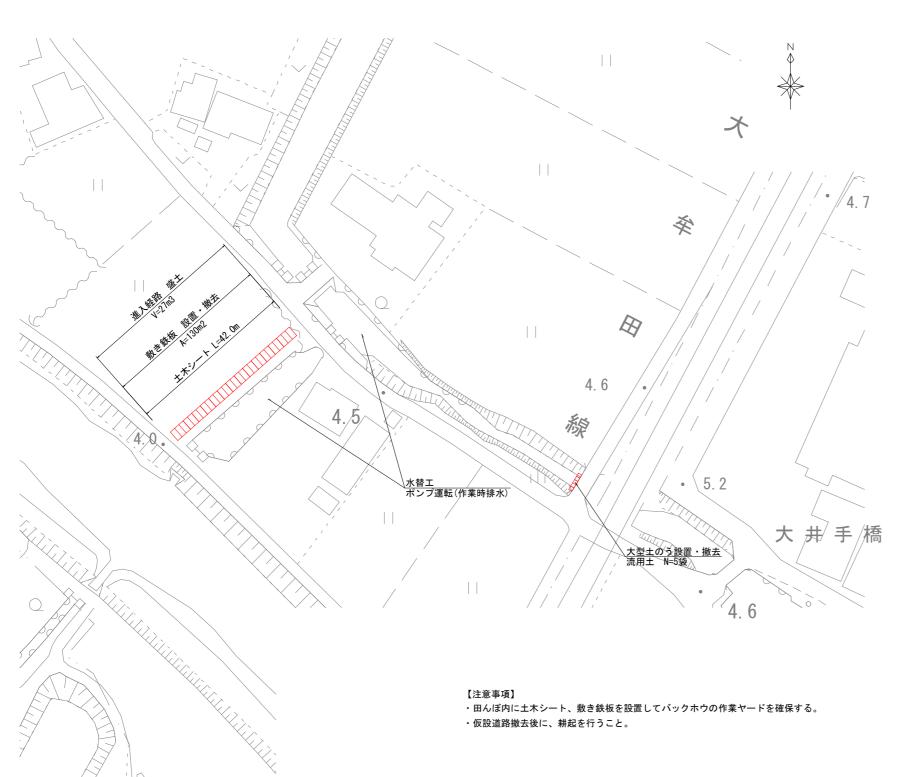
種 別 表層エ プライムコート

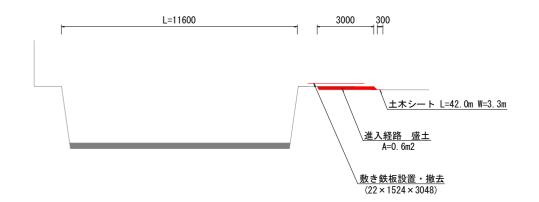
100

舗装工

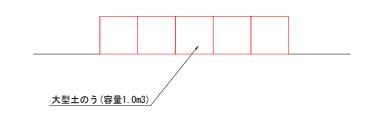
平面図 S=1:500

仮設工断面図 s=1:100





大型土のう側面図 S=1:50



工事年度	令和6年度						
事業名	流域湛水減災対策事業						
工事名	クリーク浚渫(M-24 生岩地区その1)業務委託						
工事場所	久留米市 三潴町生岩 地内						
図面名	仮設図(参考図)						
縮尺	図示	図面番号	_				
久留米市 三潴総合支所 環境建設課							